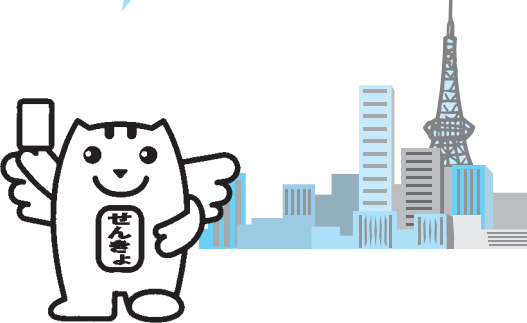


東京の未来は私が決める。

4月8日は  
東京都知事選挙の  
投票日です

投票時間は  
午前7時～  
午後8時



平成18年度明るい選挙啓発ポスターコンクール品川区特選・東京都入選  
井上絵莉花さん(荏原第三中学校)の作品

品川区で投票できる方

昭和62年4月9日以前に生まれ、平成18年12月21日までに品川区に転入届をし、引き続き3  
カ月以上区内に住んでいる方です。  
12月22日以後に住所を変更した方は、下表をご覧ください。

●投票できる方・できない方

|                              |                                                          |                         | 投票できます        |               |
|------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|---------------|
|                              |                                                          |                         | 今の住所の<br>投票所で | 前の住所の<br>投票所で |
| 選挙人名簿に登録されていて、住所に変更のない方      |                                                          |                         | ○             |               |
| 区内で転居した方<br>(選挙人名簿に登録されている方) |                                                          | 3月4日以前に転居届をした方          | ○             |               |
|                              |                                                          | 3月5日以後に転居届をした方          |               | ○             |
| 品川区に<br>転入した方                | 12月21日以前に転入届をした方                                         |                         | ○             |               |
|                              | 12月22日以後に都内の前<br>住所地から転入届をした方<br>(前住所地の選挙人名簿<br>に登録がある方) | 前住所地を11月22日以前に転出した方     | 投票できません       |               |
|                              |                                                          | 前住所地を11月23日～12月7日に転出した方 |               | △*1*2         |
|                              |                                                          | 前住所地を12月8日以後に転出した方      |               | ○*2           |
|                              | 12月22日以後に都外から転入届をした方                                     |                         | 投票できません       |               |
| 品川区から<br>転出した方               | 12月21日以前に都内の新住所地に転入届をした方                                 |                         | ○             |               |
|                              | 12月22日以後に都内の新<br>住所地に転入届をした方<br>(品川区の選挙人名簿に<br>登録がある方)   | 品川区を11月22日以前に転出した方      | 投票できません       |               |
|                              |                                                          | 品川区を11月23日～12月7日に転出した方  |               | △*3*4         |
|                              |                                                          | 品川区を12月8日以後に転出した方       |               | ○*4           |
|                              | 都外へ転出した方                                                 |                         | 投票できません *5    |               |

\*1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。  
\*2 住所の移転は1回に限ります。投票には、品川区が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書（住民票の写し）」（無料）が必要です。  
\*3 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。  
\*4 住所の移転は1回に限ります。投票には、新住所地の区市町村が発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書（住民票の写し）」（無料）が必要です。  
\*5 品川区の選挙人名簿に登録があり、3月23日以後に都外へ転出する方は、転出する前までは、期日前投票または選挙日当日の投票ができます。

期日前投票をご活用ください

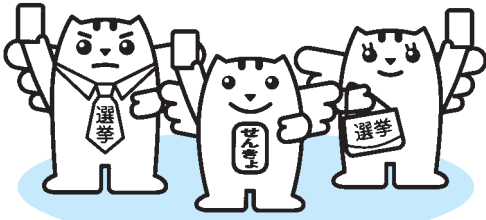
…………… 土・日曜日にも受け付けます ……………

選挙人名簿に登録されており、仕事や旅行などのため、投票日当日に投票所へ行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。  
投票の際には、入場整理券をお持ちください。

●期日前投票のできる場所・期間・時間

| 場所                          | 期間                    | 時間               |
|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| 261会議室<br>(品川区役所<br>第二庁舎6階) | 3月23日(金)～<br>4月 7日(土) | 午前8時30分～<br>午後8時 |
| 地域センター *                    | 4月1日(日)～7日(土)         |                  |

\* 平日の午後5時以降と土・日曜日は住民票の写し交付などの通常業務は行いません。



## 不在者投票

### 滞在先でする不在者投票

出張や旅行などで品川区外に滞在することが見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ、品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

### 指定病院などでする不在者投票

東京都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院（所）中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

### 郵便などによる不在者投票

表1にあてはまる方は、自宅で投票用紙に候補者氏名を自書し、郵便など（郵便や信書便）で投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

また、表1、表2ともにあてはまる方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」（選挙権のある方）1人に代筆させることができます。

#### ●表1 郵便などによる不在者投票ができる方

表1に該当し、本人が投票用紙に自書できる方に限ります。

|                 | 障害名など                    | 等級など      |
|-----------------|--------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳をお持ちの方   | 両下肢、体幹、移動機能の障害           | 1級・2級     |
|                 | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | 1級・3級     |
|                 | 免疫機能の障害                  | 1級～3級     |
| 戦傷病者手帳をお持ちの方    | 両下肢、体幹の障害                | 特別項症～第2項症 |
|                 | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険被保険者証をお持ちの方 | 被保険者証の「要介護状態区分等」の欄       | 要介護5      |

#### ●表2 代理記載が認められる方

表1、表2ともに該当する方に限ります。

|               | 障害名        | 等級        |
|---------------|------------|-----------|
| 身体障害者手帳をお持ちの方 | 上肢または視覚の障害 | 1級        |
| 戦傷病者手帳をお持ちの方  | 上肢または視覚の障害 | 特別項症～第2項症 |

## 選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、4月6日(金)ごろまでにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

## 点字投票と代理投票

目や体が不自由などのため、自分で字を書くことができない方は、「点字投票」または「代理投票」ができます。

「点字投票」をする方のために点字器を用意しています。また、「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。

投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

## 投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。

万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



## 投票所について

### ●伊藤中学校（第20投票所）

新校舎の「玄関ロビー」が投票場所になります。

### ●第二延山小学校（第28投票所）

新校舎の「ランチルーム」が投票場所になります。

### ●原小学校（第21投票所）

4月1日より伊藤中学校との小中一貫校となるため、学校は移転しますが、投票場所はこれまでと変わらず移転前の原小学校体育館です。

## 選挙の情報を お知らせ します



### 品川区ホームページ

●トップページの「暮らし」にある「選挙」をクリックしてご覧ください。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

●投票率・開票速報は携帯電話でもご覧になれます。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mbi>

### 品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」

☎3777-7500

| 内容    | コード番号 | 案内日       |
|-------|-------|-----------|
| 期日前投票 | 8330  | 4月7日(土)まで |
| 投票率速報 | 8440  | 4月8日(日)から |
| 開票速報  | 8550  | 4月8日(日)から |

※案内終了後、操作方法の案内に従って「7」を押した後に、4けたのコード番号を押してください。

### ケーブルテレビ品川

「区民チャンネル」では4月8日(日)午後8時30分から品川区での開票状況などを中継します。

問い合わせ／ケーブルテレビ品川

☎3788-4035

## 飲食物の提供は 禁止されています

だれもが選挙運動に関しては、どのような名目であっても飲食物（料理、酒、ビール、ジュースなど）を提供することは法律で禁止されています（候補者の激励のため「陣中見舞」として酒などを提供することも含まれます）。

また、他人名義または匿名で、政治活動（選挙運動を含む）に関して寄附をすることも禁止されています。



問い合わせ／品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845